

(財)板橋区文化・国際交流財団国際交流員設置要綱

(平成23年2月10日制定)

(平成23年3月25日一部改正)

(設置)

第1条 板橋区における国際交流を発展させるために、(財)板橋区文化・国際交流財団に(財)板橋区文化・国際交流財団国際交流員(以下「国際交流員」という。)を置く。

(職務)

第2条 国際交流員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 姉妹都市等との国際交流事業及び多文化共生事業の実施に関すること。
- (2) 海外広報用資料の作成に関すること。
- (3) 財団が作成する文書の翻訳及び校閲に関すること。
- (4) 海外情報の収集に関すること。
- (5) 財団が主催する事業の運営に関すること。
- (6) 板橋区からの委託事業の運営に関すること。
- (7) 来区外国人の案内及び接遇に関すること。
- (8) その他理事長が指示する事項に関すること。

(任用)

第3条 国際交流員は、次の各号に該当する者のうちから、理事長が任用する。

- (1) 中国語を母語とする者(以下「国際交流員(中国語)」という。)で日本語が堪能な者
 - (2) 英語を母語とする者(以下「国際交流員(英語)」という。)で日本語が堪能な者
- 2 職員の定数は、2名とする。
- 3 国際交流員の任用は、発令通知書(別記第1号様式)による。
- 4 国際交流員に任用される者は、同意書(別記第2号様式)を提出しなければならない。
- 5 国際交流員の任用にあたり、労働条件通知書(別記第2号の2様式)を交付する。

(勤務態様)

第4条 国際交流員の勤務態様は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務時間は、1日につき7時間45分または4時間とし、その時間は財団事務局長(以下「事務局長」という。)が定める。
- (2) 勤務日数は、以下のとおりとし、勤務日は事務局長が定める。
 - ア 国際交流員(中国語)の勤務日数は、月16日以内とする。ただし、月の合計勤務時間が64時間を超えないものとする。
 - イ 国際交流員(英語)の勤務日数は、月16日以内とする。ただし、月の合計勤務時間が64時間を超えないものとする。

(3) 勤務場所は、事務局長が定める。

(休日)

第5条 前条の規定により、事務局長が定める勤務日以外は、休日とする。

(勤務時間)

第6条 国際交流員の1日の勤務時間は、7時間45分または4時間とする。

2 国際交流員の正規の勤務時間の割り振りは、午前8時30分から午後5時30分まで（次条の休憩時間を含む。）の間とする。

(休憩時間)

第7条 1日の勤務時間が7時間45分とする国際交流員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 国際交流員に対する報酬及び費用弁償は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第25号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和54年板橋区規則第7号）の定めるところに準じ、別表1のとおりとする。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 基礎報酬は日額とし、月の勤務日数に応じた額を翌月15日に支給する。ただし、15日が日曜日、土曜日または休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この号において同じ。）であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日または休日でない日とする。

(2) 費用弁償は、一般職員の例による。

(3) 国際交流員から申し出がある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(報酬の減額)

第9条 国際交流員が定められた勤務時間の全部または一部について勤務しないときはその勤務しない日または時間について報酬を支給しない。

2 1時間単位の減額金額は、次により算出する。ただし、1日の全部を勤務しないときは報酬日額を減額する。

1時間単位 報酬日額÷日勤務時間数

3 前項により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(社会保険等)

第10条 国際交流員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(遵守事項)

第11条 国際交流員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 勤務時間中は、職責に専念すること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正に勤務し、職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (5) 板橋区及び財団の不名誉となるような行為をしないこと。
- (6) 勤務時間中は、政治行為をしないこと。

(解職)

第12条 理事長は、国際交流員が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績または能率が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 事業の縮小若しくは予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。
- (5) 職員としてふさわしくない非行があったとき。
- (6) 理事長が必要と認めたとき。

(退職)

第13条 国際交流員が、次の各号の一に該当するに到ったときは、その日を退職の日とし、国際交流員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により解職を願い出て財団の承認があったとき、または退職願い提出後14日を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 期間の定めのある任用が満了したとき。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、別表2のとおりとする。

- 2 前項に規定する1年は、任用期間を単位とする。
- 3 前2項により付与された年次有給休暇の日数のうち、当該任用期間に使用しなかった日数については、引き続く次の任用期間に限りこれを請求することができる。
- 4 前3項による休暇は、別記第3号様式により処理する。

(慶弔休暇)

第15条 国際交流員には、有給の慶弔休暇を付与する。慶弔休暇の付与日数については、次のとおりとする。

- (1) 親族が死亡したとき 一般職員に準ずる

(2) 国際交流員自身が婚姻するとき 引き続き 5 日

2 慶弔休暇の処理は、別記第 4 号様式による。

(病気休暇)

第 15 条の 2 事務局長は、国際交流員が負傷または疾病により療養する必要があるため、勤務しないことを申し出た場合、無給の病気休暇を引き続き 30 日の範囲内で、日を単位として、任用期間において 30 日を限度に付与することができる。

2 前項の規定にかかわらず、引き続き 4 日以上 of 病気休暇を取得した場合は、最初の 3 日間を有給とする。

3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

4 病気休暇を申し出る時は、医師の証明書を示さなければならない。

5 病気休暇の処理は、別記第 5 号様式による。

(公民権行使等休暇)

第 15 条の 3 事務局長は、国際交流員が勤務時間の全部又は一部において、公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）を行う場合、必要と認められる時間、有給の休暇を付与することができる。

2 事務局長は国際交流員が公民権行使等休暇を請求した場合には、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。

3 事務局長は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。

4 公民権行使等休暇の処理は、別記第 4 号様式による。

(妊娠・出産休暇等)

第 16 条 国際交流員から労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条から第 68 条までに規定する休暇並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 12 条及び第 13 条に規定する措置の請求があった場合、無給の休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、第 10 条第 2 項に規定する年次有給休暇の繰越の算定にあたっては、勤務したものとみなす。

(遅刻、早退及び外出)

第 17 条 遅刻した者または早退をしようとする者は、事務局長に届け出なければならない。

2 私用外出をしようとする者は、休憩時間中にしなければならない。ただし特別の事由がある場合は勤務時間中であっても財団事務局長が許可することができる。

(制裁)

第 18 条 国際交流員が、次の各号の一に該当する場合には、次条の規定により制裁を行

う。

- (1) 重要な経歴を偽りその他の手段によって採用されたとき。
- (2) 本要綱にしばしば違反するとき。
- (3) 素行不良で職場内の風紀、秩序を乱したとき。
- (4) 遅参、早退のほか職務に専念しないとき。
- (5) 職務上の怠慢または監督不行き届きによって災害事故を引き起こし、または財団の設備器具を損壊したとき。
- (6) 正当な事由なく無断欠勤するとき。
- (7) 許可なく財団の物品を持ち出し、または持ち出そうとしたとき。
- (8) 職務上の指揮命令に違反したとき。
- (9) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき。

(制裁の種類・程度)

第19条 制裁は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒告 当該職員の職務履行の改善向上に資するため、その責任を確認し将来を戒める。
- (2) 減額 1回の額が平均報酬の1日分の半額、総額が一報酬支払い期における報酬総額の10分の1の範囲で行う。
- (3) 停職 7日以内出勤を停止し、その期間中の報酬は支給しない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく、即時に解職する。この場合において所管労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当(平均報酬の1月分)を支給しない。

(災害補償)

第20条 国際交流員の勤務上の災害または通勤による災害に対する補償は、労働者災害保障保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱について、必要な事項は、事務局長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 板橋区国際交流員として任用され、引き続き財団国際交流員に任用されたものに限る。第14条に規定する「任用期間」は、板橋区職員としての在職期間を財団職員としての任用期間に引き継ぐものとする。

別表 1 (第 8 条関係)

種 別		報酬の額		費用弁償の額
国際交流員	中国語	1 日	日額 14,100 円	板橋区職員の旅費に関する条例(昭和 35 年板橋区条例第 12 号)に規定する額
		半日	日額 7,050 円	
	英 語	1 日	日額 14,100 円	
		半日	日額 7,050 円	

別表 2 (第 1 4 条関係)

週所定 労働日数	勤 務 年 数						
	初年	1	2	3	4	5	6 年 以上
2 日	3	4	4	5	6	6	7